



岡本正史保団連理事

〈対談〉岡本正史 保団連(共済担当)理事

開業医の休業

岡本理事 保険医休業保障共済保険(以下、休保制度)が7年ぶりの募集再開となったことを受けて、「開業医の休業対策」をテーマに保団連顧問税理士である益子良一税理士にお話をお伺いします。よろしくお願いします。

医療の提供と医院の経営を担う院長の健康状態

益子税理士 開業医は患者さんの健康管理を担う医療提供者であり、かつ、診療報酬を元に医院経営を行う経営者です。

通常の診療業務に加え、診療報酬の請求、設備や運転資金の借入れと返済、従業員の雇用管理、会計及び、税務申告などさまざまな業務を診療と同時にこなす必要があります。

私は、税理士としてクライアントである医療機関の会計や税務申告等をサポートしていますが、院長は、朝早くから診療と往診を行い、終了後も院長業務をこなされております。「医者の不養生」ということわざがありますが、患者さんの命と健康を預かる身から長期休暇が取りにくいので、院長自らが心と身体をリフレッシュする機会を持ちにくいのではないかと思います。その辺はいかがですか。

岡本理事 開業医は自分の身体を気遣う余裕はないのが現状です。朝から晩まで診療業務をこなし、その後は、経営面での業務をこなすために平日だ

けでなく、土日仕事を持ち越す場合もあります。

医師養成課程で「自分を犠牲にしても患者さんの健康を考えると」という教育を受けているので、多少調子が悪かったり寝不足でも無理をして診療に従事することが多いです。勤務医は、サラリーマンとして保障されている部分はあるかと思いますが、開業医は、院長がいてこそ医院経営が成り立つので、院長が病気で休んだ場合の休業保障など公的な保障はありませんので自分たちで考えて用意しなければなりません。実際に休業した場合、どう対処するかはみんな頭を悩ませているところかと思えます。

万一の病気やケガによる休業対策とは

益子税理士 岡本先生が万一病気やケガをされて休業された場合に備えるとしたら、どんな対策をとられますか。

岡本理事 まずは自身の健康管理が大事ですが、万一の病気等による休業に備えるとしたら、休保制度へ加入し備えることが大事ですね。

益子税理士 院長の病気やケガは、医院経営にとって大変なリスクです。院長が倒れると途端に診療が続けられなくなり、診療報酬等の収入も断ち切られます。1カ月以内の短期でご子息が医師であれば、診療はご子息などに委ね、貯蓄を取り崩すなどして対応は可能かと思えます。しかし、

益子良一 保団連顧問税理士

対策



益子良一保団連顧問税理士(右)

休業が1カ月以上続いた場合を想定すると、収入は0円ですが、従業員の人件費やテナント代等日常経費は出ていきますので立ちゆかなくなります。

診療継続のためには、高くても代診医を頼んだりすることも考えないといけません。

保団連調査によると医科で無床診療所の運営経費(月額)が約250万円とあります。これは、休業が長期間に及ぶことを想定した代診費用や従業員の賞与などは含んでいませんので最低限の経費で、実際にはもっとかかると見た方がよいかと思えます(図1)。

また、病気はいつなるかわからないですが、開業したての開業医の場合、2000万円とか3000万円とか多額の借入金の返済があり、十分な貯

蓄がありませんので、やはり休保制度などに入り、備える必要があります。

これまでクライアントである開業医に、元気なうちに保団連の休業保障制度に入り、備えた方がよいとアドバイスしていましたが、7年ぶりに再開したので、大いにお勧めしていききたいと思います。

岡本理事 長年診療を継続する中で、いつ病気になるかわからないのですが、実際に休業された方で、休保制度の給付金を受給された方からは大変感謝されています。

医師は患者さんのために無理をしがちです。開業したての若い医師こそ、休保制度の良さをわかっていただき、休保制度に加入することで休業の備えとしていただきたいですね。

※保団連社保部/再診料実態調査結果より抜粋 ※回答数は74件(無床診療所)
〈前提〉※外来患者数は初診123人、再診765人/月 ※外来診療時間は31.7時間/週
※職員配置は平均値の積算金額であり、賞与を除く ※代診費用は地域により相場が異なるため含めていない

(参考資料)

		配置人数(名)	給与金額(万円)		
人件費 (万円)	看護師	常勤看護師	1.4	29.6	41.44
		パート看護師	1.8	11	19.8
	医療事務職員	常勤医療事務	1.5	22.7	34.05
		パート医療事務	1.5	11	16.5
その他 費用 (万円)	その他事務職員	常勤医療事務	0.5	32.4	16.2
		パート医療事務	0.6	7.3	4.38
	レセコン費用	—	—	4.6	
	テナント料	—	—	36.8	
	その他費用(光熱費、備品代、会費等)	—	—	75.3	
合計					249.07

図1 無床診療所の1カ月の維持コストは平均249万円平均



開業医の 対談 休業対策

実際に休業に追い込まれた病気の種類や年齢

岡本理事 若い医師たちは、勤務医時代に昼夜を問わず診療してきたので、いざ自分が休業した時のことを想像しにくいとの声が出されています。休業制度の決算資料では、30代、40代でも休業される医師も多いようですが、**図2、3**のグラフをご覧くださいの感想はいかがですか。

益子税理士 休業制度の統計資料には、過去30年間の休業に至った疾病分類が出されており、保険医の実績データは、かなり参考になるかと思えます。上位3大疾病が第1位「血液・循環器系」、第2位「悪性新生物」、第3位「消化器系」は一般と同じ傾向ですが、休業に至った年齢は30代～40代で休業される方もけっこういらっしゃいますね。

また、直近3カ年の統計データでは、休業した方のうち、4人に1人が悪性新生物を理由としていることには驚きました。

認可を受けてより安心できる制度に

益子税理士 休業制度は、2012年12月に金融庁（関東財務局）の認可を受けて、7年ぶりに募集が再開されましたが、第1回目の加入申込状況はいかがですか。

岡本理事 2010年の保険業法の再改定による認可の道が切り開かれました。2005年の保険業法の改定を受けて、募集停止となつてから、やっと再開できたかという万感の思いです。金融庁（関

東財務局）と認可に向けて折衝を行ってきましたが、認可要件をすべてクリアし2012年12月ようやく認可がおりました。

2013年3月～4月末まで第1回募集を行い2600人ほど加入申込いただきました。申込みの数はかなり多い、と受け止めていますが、募集再開を待っていただいていた方や、休業の良さを知っておられる方からの申込みが多いです。既加入者も含めて、再開してほんとうによかったと受け止められています。

認可に際して、保険計理人が関与し、保険数理に基づく健全性を確保することが求められ、一部制度変更が余儀なくされましたが、休業時の保障部分は、以前より長期的な視点で運営ができる保障制度にリニューアルされました。

掛金額、加入時の掛金が満期まで変わらない仕組み、休業時の給付金の額や給付限度日数は現行制度のままであり、休業の魅力をすべて維持することができました。

また、脱退時に支払われる脱退給付金が削減されるルールを廃止しましたので、傷病給付の有無にかかわらず加入者全員に脱退給付金が支払われるルールに改定しました。

益子税理士 認可に際して、私もお手伝いしましたが、保団連が全国保険医休業保障共済会という一般社団法人を設立して運営することとなりました。この一般社団法人は、「非営利型」の一般社団法人ですので営利を追求しない法人が母体であることとなります。

また、社員として保団連や保険医協会・医会が意思決定や運営に関わることが法律上も定款上も求められているため、保険医協会・医会の会員

のための制度として位置付けがよりはっきりしたかと思えます。

会員のために医師自らが非営利で運営することにより掛金を安く据え置ける「共済」の良さを維持

するとともに、アクチュアリーなど保険の専門家関与し、財務的にもより長期的に健全運営が続けられることができたので、今まで以上に自信を持って会員の先生方に加入を勧められますね。

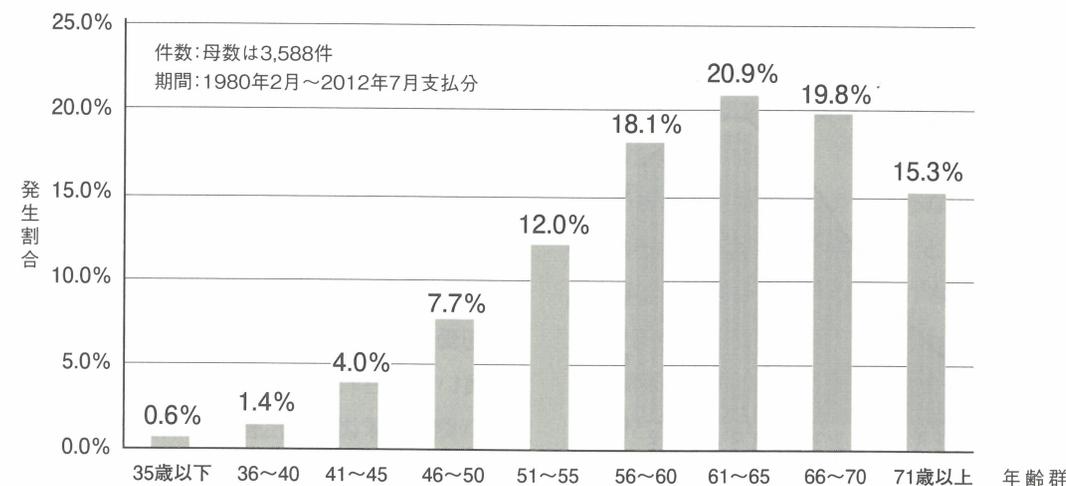


図2 悪性新生物により休業した件数の年齢制限群ごとの割合

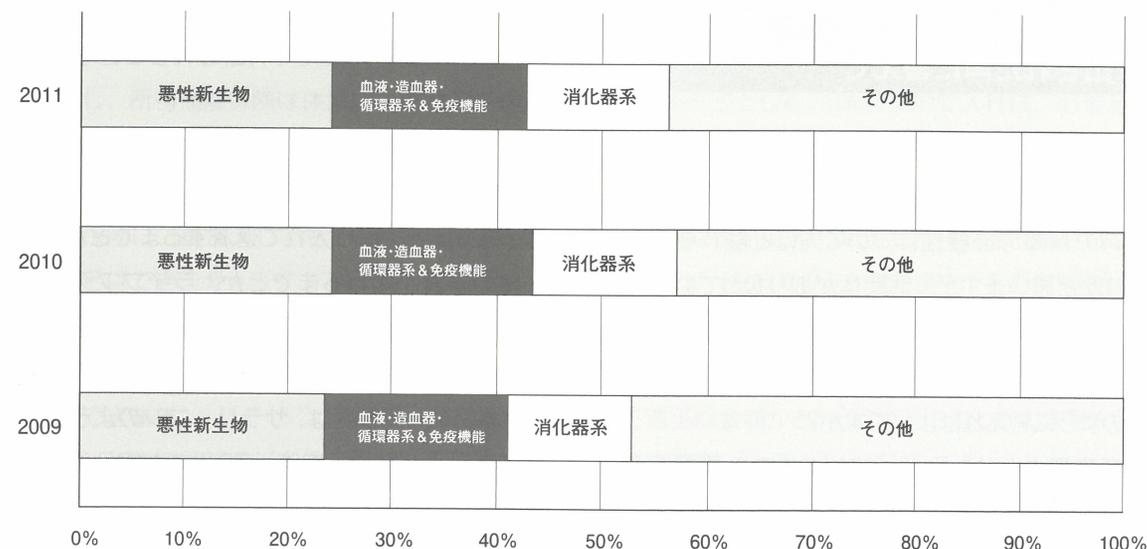


図3 疾病給付金 病名別支払件数分布

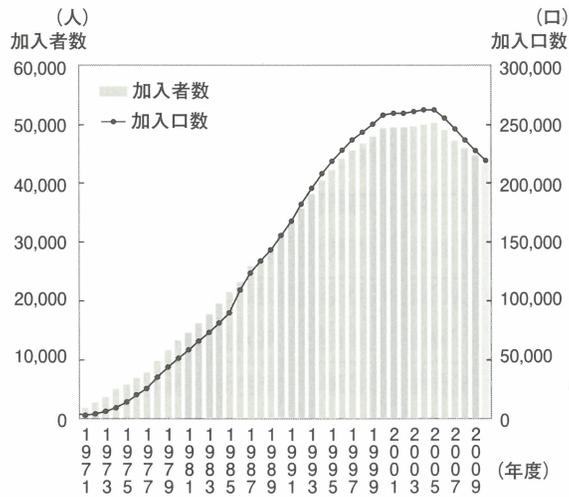


図4 加入者数・加入口数の推移

募集活動を通じて 出された声に答えて

岡本理事 次に、募集活動を通じて会員から寄せられた質問についてお伺いしたいと思います。休業時の保障の必要性について先ほど触れられた通りかと思いますが、他団体が取り扱っている所得補償保険などを利用されている先生方から、「休業制度との違いは何か」とよく聞かれるのですがどのように考えればよいですか？

益子税理士 私もクライアントである開業医の先生方からよく相談を受けます。病気やケガによる休業時の保障という点は共通ですが、契約期間や保険料体系など異なる部分が多い

です。

例えば、所得補償保険は民間の損保会社が提供していますが、契約期間が1年の自動更新型となりますので、保険契約者の年齢が上がれば一定の段階で保険料が上昇していきます。年齢上昇とともに疾病リスクと休業発生率が高まりますので、年齢によって3倍くらい保険料の開きがあります。

一方、休業制度は加入時から75歳満期までの契約期間で休業リスクに対応しますので、掛金は加入時の金額のままで上がりません。

一般論ですが、保険は長期間保険料を払い、保障を受けることとなるので、不動産の次に高額な買い物とされています。保険の広告で何歳だといくらですよとの広告や、消費者に比較してもらおうサイトを見聞きしますので、月額保険料と1日あたりの保障額だけを見て加入の可否を考えられる方もおられます。しかし、保険はいわば戦略商品なので、保障が必要とされる期間と保険料総額を見据えて判断されることをお勧めしています。

具体的に言いますと、開業医にとって休業時の保障が必要な期間は、どれくらいなのか、例えば、開業資金を借り入れて返済するまでとか、ご子息の学費が終わるまでとか、ライフプランに応じて保障が必要な期間を定め加入期間を定めることがよいと思います。

ちなみに、開業医は、サラリーマンのような定年はありませんし、実際、70代でも現役並に診療されている方も多くおられます。

他の制度と比較される場合も、加入期間が20年から30年に及ぶことを考えて、掛金総額と保

障額に着眼点を置いて検討されるとよいのではないのでしょうか。

岡本理事 給付面では、休業は、繰り返しの休業でも給付が受けられること、休業に至った病気が同病でも別病でも関係なく再休業の場合でも給付されます。

また、精神疾患でも給付されること、他の所得の有無にかかわらず給付されることなどができます。先輩医師が立ち上げられ、制度改善を繰り返して行われてきております。知れば知るほど、開業医の休業時のニーズに対応している、よくできた制度だと思います。

岡本理事 所得補償と休業制度を比較して欲しいという声も寄せられますが。

益子税理士 休業制度は最大8口加入で入院による休業の場合、月額192万円が給付されますが、保障として十分でない場合もあるかもしれません。所得補償保険では保険料コストは多少かかりますが、月額300万の保障を受けることも可能なようです。

ただし、所得補償保険は休業による所得の損失の填補という約定で支払われることから、休業前の所得を超えることはなく、複数の損保会社の所得補償保険に二重加入しても2倍の保険金を受け取ることはできません。

一方、休業制度は定額給付となりますので、所得補償保険と重複して加入したり給付を受けることができます。

また、休業時に所得があるからという理由で給付額が削減されることもありません。必要な保障額を想定し、休業制度に所得補償保険を上乗せすることも考えられるのではないのでしょうか。

岡本理事 休業制度は保険医が個人でご加入いただく制度のため必要経費になりません。そのことで加入をためらうとのご意見もありますが、どのように考えればよいですか。

益子税理士 休業制度は、医院経営における戦略商品だと思います。なぜならば、長い人生の中で何が起こるかわかりません。そのリスクヘッジの一つとしては、開業医の実情に合ったすぐれた制度だと考えます。

必要経費にならないから入らないと言われる方がおられますが、その考え方だと生命保険も必要経費にならないので入る必要がないということになります。

医院経営のリスクヘッジのために休業制度に入ることと、税務申告上で、必要経費になるかという問題とは分けて考えるべきではないのでしょうか。

仮に必要経費(損金)にするとどうなるかですが、法人が給付金を受けた場合、法人の収入(所得)として判断しなければならないこととなります。

よくある事例ですが、がん保険を販売するセールストークとして、「法人契約で入れば、必要経費になりますよ」と言われることがあります。いろいろな理由から入るのはかまいませんが、その後従業員等ががんになり給付金や一時金を受け取った場合は、法人の収入となります。その保険金は法人から被保険者である従業員に支払う場合100万円、200万円と高額になり、法人のお見舞金として適正な金額かということにもなりかねません。

岡本理事 本日はありがとうございました。

保険医協会・医会の会員のために再開された休業制度の加入を推進していきます。詳しく知りたい方は、所属の保険医協会・医会へ是非お電話を。

給付金を受給された方の声

— 保険医休業保障制度 —

●万一の備えで家族やスタッフも安心に

大した病気もしたことがなく診療に励んでおりましたが、思わぬ疾病に罹って半年ほど入院・手術することになり、患者さんやスタッフ、家族のことを考えると夜も眠れませんでした。退院後の自宅療養期間も含め1カ月ごとに休業給付金をいただくことで、完治するまで闘病に専念することができました。

現在は、病気が再発することもなく前のスタッフと一緒に診療に励む日々を過ごしています。心から休業保障に加入していて良かったと感謝しています。(歯科/開業医/50代 T・K)

●加入していて良かった。 家族も安心の支えです。

主人が倒れ意識もなくなって入院し途方にくれていた時に、保険医協会の方から一本の励ましと休業保障について説明の電話をいただき、暗闇に灯火が見えた気がしました。何もわからない私を、休業している間も、スタッフの方々・代診を引き受けていただいた先生と共に、精神面・金銭面で支えてくれたのは「休業保障制度」でした。現在は少しずつ診療を再開できるようになりましたが、主人と患者さんの笑顔が以前の数倍輝いて見えるのは気のせいではないと思っています。本当にありがとうございました。

(会員家族/65歳 T・K)

●掛け金が加入時から変わらない

掛け金が加入時の年齢のまま継続されるため、そんなに負担が重くなくお守りのつもりで加入しましたが、昨年病気で手術を受けました。入・退院を繰り返しましたが自宅療養中も給付を受けられ、安心して療養に専念できました。「備えあれば憂いなし」を実感しました。開業医・加入者に親切な制度です。

(歯科/開業医/48歳)

●精神疾患でも受給でき感謝

今まで体に自信があり一生懸命仕事に励んできましたが、昨年、両親が相次いで亡くなったこともあり精神を患いました。お蔭で今はすっかり回復し大変喜んでおります。速やかに給付していただき本当に感謝しています。

(歯科/開業医/42歳)

●他の制度と重複給付ができ ありがたみを痛感

50歳後半から体に変化が起こり、制度のお世話になるとは夢にも思いませんでしたが、給付金は本当に助かりました。休業保障は、他制度に入っている給付金の削減がなくありがたみを痛感しました。将来に備えて元気な時から加入されるのが良いと思います。若い時はそういうことを考えませんが。

(歯科/開業医/58歳)

●長期の保障は魅力的

40歳代の半ば、少し体調が気になる部分が出てきたのを機会に加入しましたが、還暦前に長期入院生活になるとは思いませんでした。元気な間は月々の掛け金を「もったいないな」と思うこともありましたが、今は加入していて良かったと喜んでます。保障が長期間なものも大きな魅力です。壮年・老年に至るまで安心して日々の診療に携わっていかれるよう、特に若い方にお勧めしたいです。(歯科/開業医/59歳)

●突然の病気にも「休保」が大きな支えに

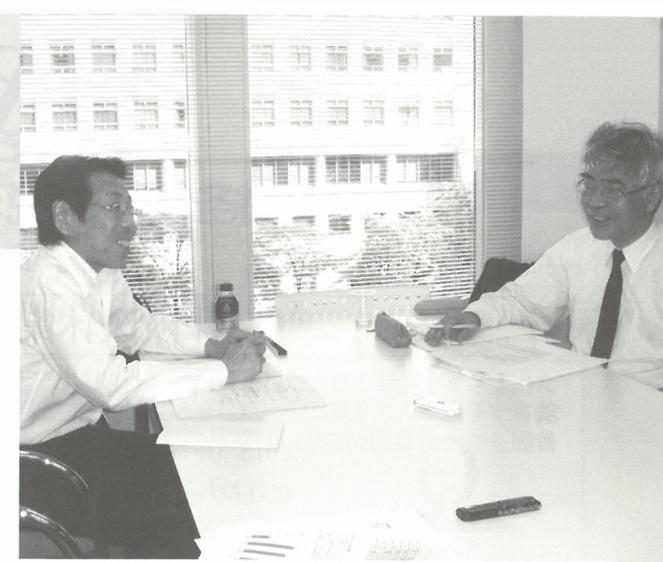
まさにその日は突然やってきました。8年前のことです。軽い気持ちで受けた人間DOCでまさか異常が見つかるとは考えてもみませんでした。しかも腫瘍、悪性の可能性とは。

本当に現実の出来事かと考えながらも各種検査、入院、手術とあつという間に時間が進んでいきました。自分の病気や家族のこと、診療所やスタッフのことなど不安な日々の中で休業保障に加入していたことは大きな支えになりました。(医科/開業医/56歳)

●精神的にも大きな支えに

突然の入院で大きな不安がありましたが、毎日の診療ができなくなって、代務医師の確保に色々な苦勞と、自分の健康への心配もありましたが、休業保障のおかげで経済的・精神的に大きな支え(安心)になりました。未加入の先生方に是非とも加入をお勧めしたいと存じます。

(医科/開業医/58歳)



●速やかに給付が受けられて助かった

横断歩道を歩行中に前方不注意のトラックにはねられ、5週間の入院を余儀なくされてしまいました。治療費とは別に予想を上回る多額な入院諸費用がかかってしまいました。相手からはこれらを含めた補償交渉は受傷後1年以上経った今も続いており、支払いが受けられない状況ですが、保険医協会からは速やかに保険金をお支払いただけで大変助かりました。日常生活にはこのような不慮の事故は起こるものだ、ということを痛感させられました。もしものための、加入をお勧めします。

(歯科/勤務医/56歳)

●休業してありがたみを痛感

私だけは大丈夫などと考えている人はいないと思いますが、一度休業することになるようなケガや疾病になると、休業保障のありがたみが良くわかります。一番は休業することで迷惑をかける患者の心配、二番目が経済的なこと、従業員給与その他の支払いの心配です。私は2度目の保障を受けましたが、加入しておいて本当に良かったと思っています。死亡は考えていません。仕事に復帰するためにも、是非とも加入をお勧めします。(歯科/開業医/65歳)